

国鉄幹第8号  
平成23年5月16日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 山田 佳臣 殿

国土交通大臣 大島 章宏



中央新幹線の営業主体の指名について（協議）

全国新幹線鉄道整備法第6条第1項の規定に基づき、昭和48年11月15日  
運輸省告示第466号により下記の基本計画を決定した建設線の営業主体とし  
て貴社を指名することについて、同法第6条第4項の規定に基づき協議する。

記

1. 営業を行わせようとする建設線の基本計画  
路線名 中央新幹線  
起点 東京都  
終点 大阪市  
主要な経過地 甲府市附近、名古屋市附近、奈良市附近
2. その他必要な事項  
中央新幹線の整備計画については、交通政策審議会より別紙の通りと  
することが適当と答申されている。